公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により,次のとおり縦覧に供する。

平成19年10月5日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)カワチ薬品美田園店 名取市下増田臨空土地区画整理事業地内
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所 株式会社カワチ薬品 代表取締役社長 河内 伸二 栃木県小山市卒島1293
- 3 市町村の意見の概要
- (1) 来客用の出入口が2ヶ所あるが、土日・祭日の混雑が予想される時間帯は、 交通誘導員による誘導について配慮願います。特に、下増田駅前線からの出入 りについては規制が無いことから、歩行者・自転車通行者の安全確保には十分 配慮願います。
- (2) 建設作業を実施する場合は、周辺住民に周知するとともに、騒音・振動等の公害苦情が発生しないよう、使用する建設機械等は低騒音・低振動型のものを導入されたい。また、工事車輌等の運行にあたっては、不必要な空ぶかしやアイドリングの禁止などにより騒音防止の徹底を図られたい。
- (3) 駐車場での自動車のアイドリングや空ぶかし等による騒音により,近隣の方々に迷惑をかけないよう,利用者への指導を徹底されたい。
- (4) 騒音・振動に係る特定施設を設置する際には、敷地境界線上における振動レベル及び騒音レベルを正確に把握し、規制基準を超過しないよう十分な騒音・振動の防止策を講じられたい。また、設置後も規制基準値を超過しないよう適切な管理を行うとともに、周辺住民に迷惑をかけないように十分配慮されたい。
- (5) 事業活動に伴い生じる廃棄物については,発生の抑制に努められたい。
- (6) 循環型社会を形成するため,リサイクルを前提とした商品の構成に努められたい。
- (7) 名取市に廃棄物を排出処分する場合は,市の排出基準を遵守されたい。
- (8) 廃棄物の保管にあたっては、十分なスペースを確保し、保管は屋内に密閉した施設で適切な温度管理をするなど悪臭及び衛生面に配慮されたい。

- (9) ごみの発生,保管,搬出状況等を把握する担当者を配置されたい。
- (10) 道路・公園・街路樹等周辺の美化(清掃)活動及び敷地周辺の歩道部分等の除雪作業について,地域貢献として協力されたい。
- (11) 「名取市環境基本計画」の趣旨を十分尊重し、「事業者としての役割」について積極的に取組んでいただきたい。また、周辺の地域の生活環境の保持について、町内会等地域住民と定期的に協議する場を設けられたい。
- (12) 県道塩釜亘理線は,車輌交通量(特に大型車輌)が多いことから,来客に対する早めの駐車場誘導看板の設置等安全対策に配慮されたい。
- (13) 開店時,繁忙期等の混雑が予想されるときは,車輌出入口等に交通誘導員等を配置し,歩行者の安全確保を図られたい。
- (14) 出入口付近には,歩行者等の視界を遮るようなフェンス等を設置しないよう にするなど歩行者等の視界確保に留意されたい。
- (15) 各店舗において,盗難防止機器等により万引き防止対策に努められたい。
- (16) 駐車場等出入口の施錠等を徹底し,夜間における青少年等の溜まり場とならないよう施設管理の徹底に努められたい。
- (17) 開店時の新聞折込み広告やチラシ等による防犯啓発記事の掲載に配慮されたい。
- (18) 駐車場において,犯罪が発生しないよう照明等の明るさを工夫されるなど死角が生じないよう配慮されたい。
- (19) 災害発生時には一時避難場所として協力されるとともに,貴社が取り扱って いる物品の支援について協力されたい。
- (20) 敷地周辺の道路は通学路に指定される予定であることから,児童生徒の安全確保については万全を期されたい。
- (21) 未成年者への酒・タバコの販売防止に努められるとともに,飲食コーナーにおける飲酒・喫煙の禁止措置の徹底を図られたい。
- (22) 「名取市小・中・高等学校生徒指導連絡協議会」など関係機関との連携を図り、青少年の非行防止に協力願いたい。
- 4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課、宮城県県政情報センター及び名取市役所

6 縦覧期間

平成19年10月5日から平成19年11月5日まで(ただし,閉庁日を除く。)